

〈 ケアハウス小齋 令和8年度 利用料金表 〉

※この料金表は、令和8年4月1日～令和9年3月31日までのご利用分に適用となります。

階層	前年度対象収入	事務費	生活費	管理費 (冬季加算)	合計 (冬季合計)
特1 (夫婦割)	(2人の年収を割ったとき) 1人1,500,000以下の場合	7,100	46,324	14,000 (4,870)	67,424 (72,294)
1	1,500,000 以下	10,100			70,424 (75,294)
2	1,500,001 ~ 1,600,000	13,100			73,424 (78,294)
3	1,600,001 ~ 1,700,000	16,200			76,524 (81,394)
4	1,700,001 ~ 1,800,000	19,300			79,624 (84,494)
5	1,800,001 ~ 1,900,000	22,300			82,624 (87,494)
6	1,900,001 ~ 2,000,000	25,300			85,625 (90,494)
7	2,000,001 ~ 2,100,000	30,500			90,824 (95,694)
8	2,100,001 ~ 2,200,000	35,600			95,924 (100,794)
9	2,200,001 ~ 2,300,000	40,600			100,924 (105,794)
10	2,300,001 ~ 2,400,000	45,800			106,124 (110,994)
11	2,400,001 ~ 2,500,000	50,800			111,124 (115,994)
12	2,500,001 ~ 2,600,000	58,000			118,324 (123,194)
13	2,600,001 以上	63,600	123,924 (127,694)		

1. 事務費・生活費・管理費の合算が基本料金となります。
居室で使用した電気・上下水道料金も合わせて毎月納入していただくことになります。
2. 毎年11月から翌年3月までの利用料金分には「冬季加算」が追加されます。
3. 階層を決定する「対象収入」には、前年の収入額から租税等を控除した額が適用されます。
4. 基本料金の「事務費」「生活費」及び「冬季加算」は国が基準額を決定しており、この基準が改訂された場合は利用料金額も変更となることがございますので、予めご了承ください。
5. 入退去に伴い、1か月に満たない期間を利用した場合の「生活費」及び「冬季加算」は日割り計算で支払額が決定されます。
6. 利用期間が1か月に満たなくても、理由に関わらず、事務費及び管理費の減免はありません。
7. 外泊等で食事をされない場合、1日分3食の欠食を事前（3日前）に届け出た分に限り、1日830円を「生活費」から減額します。

※1食のみの欠食は減額されません